

**働き方・休み方改善コンサルタントを
利用してみませんか？**

無料コンサルティングのご案内

労働時間・休日・年次有給休暇などの労務管理でお悩みはありませんか？

例えば

- 法定労働時間は守りたいけど、会社の運営にあわせた労働時間制度をアドバイスしてくれる人がいたらいいのに。
- 変形労働時間制って、どんな手続きが必要なの？
- 時間外労働をさせるとき、どんなことに気を付ければいいの？
- 年次有給休暇の取得率を上げたいんだけど、会社運営とのバランスをとる方法は？

働き方・休み方改善コンサルタントがご相談にのります。

平成18年4月1日から「労働時間等の設定の改善に関する特別措置法（労働時間等設定改善法）」が施行され、労使の自主的な取組によって「労働時間等の設定」を改善することが努力義務として事業主に求められています。

今、企業や労働者を取り巻く環境が大きく変化する中であって、経済社会の活性を維持しつつ持続させていくためには、社会を支える「人財（人材）」が、意欲を持って働きその能力を十分に発揮するなど活き活きとした職業生活を送り、安心して暮らせるようにするとともに、次代を支える人材を育成する一すなわち「人生を充実させる」一ことが欠かせません。

そのためには、今までの「働き方」や「休み方」をもう一度見直し、労働時間制度の効果的な活用、時間外労働の削減、休日の確保、年次有給休暇の取得しやすい環境の整備など『労働時間等の設定』を見直していくことが肝要となっています。

国では、「こういった取組みをしたいけれどもどうすればいいかわからない」、「専門家の意見も聞いておきたい」といった事業主の皆様方に『働き方・休み方改善コンサルタント』による無料相談・コンサルティングをご用意しています。

労働時間制度に関するお悩みがありましたら、お気軽にご相談ください。また、事業場の実態に合わせたコンサルティングをご希望の場合は、『労働時間等に関するコンサルタント申込書』を愛媛労働局監督課の働き方・休み方改善コンサルタントまでお送りください。後日、働き方・休み方改善コンサルタント（愛媛労働局長から委嘱された労働時間管理の専門家である社会保険労務士）からご連絡し、日程調整させていただいたうえで個別訪問をさせていただきます。

【お問合せ先】

愛媛労働局監督課（松山市若草町4番地3 松山若草合同庁舎5階）

電話 089-935-5203 F A X 089-935-5247

平成 年 月 日

愛媛労働局労働基準部監督課
働き方・休み方改善コンサルタント 行

労働時間等に関するコンサルティング申込書

貴事業場名	
所在地	〒
電話番号 FAX番号	() ()
ご担当者 職氏名	
ご相談の内容 〔可能な限り ご記入下さい。〕	<input type="checkbox"/> 労働時間に関すること <input type="checkbox"/> 変形労働時間に関すること <input type="checkbox"/> 時間外労働に関すること <input type="checkbox"/> 年次有給休暇に関すること <input type="checkbox"/> その他（具体的な内容を記入してください）

コンサルティングの日程等については、追ってご連絡のうえ調整させていただきます。

【お問合せ先】

愛媛労働局労働基準部監督課
働き方・休み方改善コンサルタント
松山市若草町4番地3 松山若草合同庁舎5階
電話番号 089(935)5203
FAX番号 089(935)5247

アンケートにご協力下さい。

働き方・休み方改善コンサルタントをどこでお知りになりましたか？該当する□にレ印を入れて下さい。

□当局のホームページ □労働局・監督署主催の説明会（説明会名称： ）

□労働基準監督署の職員からの紹介 □働き方・休み方改善コンサルタントからの架電

□チラシを見て（どこでご覧になりましたか？： ）

□その他（ ）